

化学物質審査規制法に基づく第一種特定化学物質に相当する

化学物質に係る中央環境審議会の審議結果について

平成 21 年 6 月 26 日
環境省環境保健部
化学物質審査室

概要

本日開催された第 89 回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会^()において、環境大臣からの諮問（同委員会配付資料を参照。）に基づき、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「化学物質審査規制法」という。）に基づく追加措置について御審議いただいた結果、附属書改正に伴い追加された 9 種類の物質（12 物質、別表参照）について、化学物質審査規制法第 2 条第 2 項に基づく第一種特定化学物質として指定することが適当であるとの結論が得られました。この審議結果を踏まえ、今後、中央環境審議会長より環境大臣あてに答申がなされる予定です。

（ ）薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会審査部会との合同開催。

【参考】

第 89 回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会における配付資料についてはこちらをご覧ください。

<http://www.env.go.jp/council/05hoken/yoshi05-01.html>

(別表)

CAS 番号	官報公示番号	物質名
1763-23-1 2795-39-3* 4021-47-0* 29457-72-5* 29081-56-9* 70225-14-8* 56773-42-3* 251099-16-8*	2-1595 2-2810	ペルフルオロ(オクタン - 1 - スルホン酸) (別名 P F O S) 又はその塩
307-35-7	2-2803	ペルフルオロ(オクタン - 1 - スルホニル) = フルオリド (別名 P F O S F)
608-93-5	3-76	ペンタクロロベンゼン
319-84-6	3-2250 9-1652	<i>r</i> - 1 , <i>c</i> - 2 , <i>t</i> - 3 , <i>c</i> - 4 , <i>t</i> - 5 , <i>t</i> - 6 - ヘキサクロロシクロヘキサン (別名 - ヘキサクロロシクロヘキサン)
319-85-7	3-2250 9-1652	<i>r</i> - 1 , <i>t</i> - 2 , <i>c</i> - 3 , <i>t</i> - 4 , <i>c</i> - 5 , <i>t</i> - 6 - ヘキサクロロシクロヘキサン (別名 - ヘキサクロロシクロヘキサン)
58-89-9	3-2250 9-1652	<i>r</i> - 1 , <i>c</i> - 2 , <i>t</i> - 3 , <i>c</i> - 4 , <i>c</i> - 5 , <i>t</i> - 6 - ヘキサクロロシクロヘキサン (別名 - ヘキサクロロシクロヘキサン又はリンデン)
143-50-0	-	デカクロロペンタシクロ[5 . 3 . 0 . 0 ² . 6 . 0 ³ . 9 . 0 ⁴ . 8] デカン - 5 - オン (別名クロルデコン)
36355-01-8	-	ヘキサブromoビフェニル
40088-47-9**	3-61	テトラブromo(フェノキシベンゼン)(別名テトラブromoジフェニルエーテル)
32534-81-9**	-	ペンタブromo(フェノキシベンゼン)(別名ペンタブromoジフェニルエーテル)
68631-49-2*** 207122-15-4***	3-2845	ヘキサブromo(フェノキシベンゼン)(別名ヘキサブromoジフェニルエーテル)
446255-22-7*** 207122-16-5***	3-3716****	ヘプタブromo(フェノキシベンゼン)(別名ヘプタブromoジフェニルエーテル)

*ペルフルオロオクタンスルホン酸塩の例

**商業用ペンタブromoジフェニルエーテルに含まれる代表的な異性体

***商業用オクタブromoジフェニルエーテルに含まれる代表的な異性体

****ジフェニル=エーテルの臭素化物 (Br=7~9) として